

保 育 料 等 の 料 金 体 系 (令和3年5月1日～)

学 校 法 人 不 二 学 園

社会福祉法人 たちばな会

認定区分・年齢	1号認定 (満3歳児～5歳児)		2号認定 (満3歳児～5歳児)		3号認定 (0歳児～2歳児)		2歳児預かり
教育・保育時間帯	8:00～14:00		7:00～18:00		7:00～18:00		8:00～14:00
区 分	1号認定	新2号認定	満3歳児	3歳児～5歳児	住民税非課税	課税対象	一時預かり
保育の必要の有無	保育の必要なし	保育の必要あり	保育の必要あり		保育の必要あり		保育の必要なし
保 育 料	無 償	無 償	応能負担 ※住民税非課税世帯は無償 ※多子世帯：就学前の第2子は半額、第3子は無償	無 償	無 償	応能負担 (所得に応じて鹿児島市が定める額を納入) ※多子世帯：就学前の第2子は半額、第3子は無償	毎月20,000円
特定負担金 (実費徴収：給食代等)	毎月2,500円 ※多子世帯：長子小3以下の第3子は無償		/	毎月4,500円 ※住民税非課税世帯は無償 ※多子世帯：就学前の第3子は無償	/	/	/
預かり保育料	1回450円 または 月極7,500円 (土曜日を除く)	無償 (3歳児～5歳児) ※満3歳児は住民税非課税世帯のみ無償 (新3号認定)	/	/	/	/	1回450円 または 月極7,500円 (土曜日を除く)
	土曜日 1回450円	1回450円	/	/	/	/	1回450円
延長保育料 18:00～19:00	1回300円または月極4,500円						
一時預かり保育料	午前 (4時間) 1,000円 (9:00～13:00) 午後 (4時間) 1,000円 (13:00～17:00) 1日 (8時間) 2,000円 (9:00～17:00) それ以外の時間帯：1時間300円						

※ 3歳児と満3歳児の違い

3歳児：3歳に達する日以後の最初の4月1日～翌年3月31日までの子ども

満3歳児：3歳に達する日からその日以後の最初の3月31日までの子ども

※ 預かり保育料 (1回450円)：平日 (7:00～8:00、14:00～18:00)

土曜日・長期休暇 (7:00～18:00)

※ 新2号認定・新3号認定は、新たに認定申請を行う必要があります。

※ 新2号認定の保育を必要とする事由：就労 (1か月60時間以上)、疾病、障害、妊娠、出産、介護、看護、就学、求職活動など

※ 今年度より、1号認定児 (新2号を含む) は、土曜日の預かり保育料が別途450円必要です。また、延長保育料の月極は4,500円になります。